

新市まちづくり計画の変更(案)の概要

1. 計画変更の背景と趣旨

(1) 計画の概要

新市まちづくり計画は、旧亀山市及び旧関町による合併後の新市を建設していくためのまちづくりの基本方針(いわゆる新市建設計画)として、亀山市・関町合併協議会により平成16年3月に策定されました。

その後、平成17年1月11日の新市施行を経て、その考え方を受け継いだ第1次総合計画前期基本計画、現在の後期基本計画へと繋がっています。現在では、計画全体としての実質的な役割を総合計画へ引き継いでいることから、合併特例債の活用のための根拠計画としての運用にとどまっています。

(2) 計画変更の背景

合併特例債については、合併年度とそれに続く10年間の活用期間とされ、亀山市では、平成16年度から平成26年度までの間に、総額109億1,030万円(通常分96億1,970万円、基金12億9,060万円)の発行枠を持ち、計画的に活用を図ってきました。

こうした中、平成24年6月27日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の活用期限が従来の期限に5年間延長されることとなりました。

そのため、今後も有利な財源である合併特例債を有効に活用に向け、活用条件の一つである新市まちづくり計画について、計画期間の延長をはじめとした一部変更を行います。

2. 計画の変更

(1) 変更の基本的な考え方

現状の新市まちづくり計画が、合併特例債の活用根拠にとどまっている点を踏まえ、今回の新市まちづくり計画の変更についての基本的な考え方は、次のとおりとしています。

(変更の基本方針)

今回の計画変更については、既に実質的な役割を終えている新市まちづくり計画における「合併特例債活用に向けた環境整備」としてとらえ、抜本的な見直しを行うものではなく、必要最小限の変更にとどめることとする。

主な変更箇所は概ね次の内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------|
| 1. 計画期間 | 延長する(計画終期をH26からH31へ5年延長) |
| 2. 施策項目 | 合併特例債の活用のため不足する 施策・事業についてのみ変更 |
| 3. 財政計画 | 過年度分(H17~H25)は決算、H26は予算とし、 実質的にはH27~H31の財政計画 として策定する。 |